

子どもと家族支援研究センター 規約・会則

(名称)

第1条 本会は、子どもと家族支援研究センター（以下研究センター）と称する。
（2016年8月7日設立）

(事務所)

第2条 この団体の所在地を次の住所に置く。横浜市港北区大倉山2丁目7番47号
シャトレ大倉山103 NPO 法人びーのびーの内。

(目的)

第3条 1. 本会は、子どもの健全育成と、その家族が健全であるために必要な支援の内容・方法等に関する研究を行い、支援者養成や支援活動を通して子どもと家族支援の充実・発展に寄与することを目的とする。
2. 本会の事業目的は、子どもの健全な育ちを促すこと、その環境を形成する家族を支援することであり、営利的企業や特定の宗教団体、政治団体等とは関係をもたない。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。
（1）家族支援の質を高めるための具体的な研究及びその推進
（2）研究の交流ならびに研究会・講演会等の開催
（3）地域の子育て家族支援者の養成及び資質向上のための研修等
（4）調査研究の発表及び刊行物、情報誌等の発行
（5）家庭・地域における子育ての活性化、ネットワークづくりの支援等に関する活動
（6）その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第5条 1. この会の会員は、会の目的に賛同する家族支援の実践者及び実践研究に関心のある研究者等によって構成する。
2. 会員には次の種類を設ける。
（1）個人会員 個人で入会する会員。
（2）研究会員 研究活動を目的として所属する会員。
（3）賛助会員 会の趣旨に賛同して協力する会員。

(入会)

第6条 入会については年度ごとに所定の手続きを必要とする。手続きについては別に定める。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。
（1）個人会員 3000円
（2）研究会員（学生）2000円
（3）賛助会員（団体）5000円
（個人）2000円

(役員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 研究センター代表 1名 副代表 2名 研究会代表1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 事務局長 1名 本会の事務を処理する。
- (3) 運営委員 若干名 運営委員会を構成し、総会から委任された事項を審議決定する。
- (4) 監事 2名 本会の業務及び会計について監査し、運営委員会において報告する。
- (5) 各研究会代表 各1名 研究会活動の運営に当たり、各研究会を代表して本会の運営委員を兼任する。
- (6) 参与 若干名 必要に応じて置くことができる。

(役員を選出)

- 第9条 1. 本会代表およびその他の役員は運営委員の中より互選する。
2. 監事は、会員の中より運営委員会が互選する。

(任期)

第10条 役員任期は2年とする。

(会計)

- 第11条 1. 本会に要する経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに当てる。
2. 研究会の事務は研究センターが担う。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則変更)

第13条 この会則の変更は、運営委員会の決議を要する。

附 則

1. 本会の運営に関して必要がある場合、別に細則を定める。
2. この会則は、2016年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、2017年6月24日から施行する。

附 則

この会則は、2018年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、2023年3月13日から施行する。